

創造の自由

——バウムガルテンにおける「中間知 (scientia media)」及び 「中間的認識 (cognitio media)」という観点から——

津田栞里

はじめに

神の世界創造と芸術家の作品創作とを類比的に語る思想は、古くはプラトン以来確認されるものであり、決して珍しいものではない。本論が扱う 18 世紀では、とりわけ詩人を創造者と評価する発想が散見されるようになり、その傾向は美学の創始者バウムガルテンにまで及ぶ⁽¹⁾。バウムガルテンは、ライプニッツの可能世界論に基づいて神の認識の一つである「中間知 (scientia media)」という概念を芸術理論に適用し、神の世界創造との類比において芸術家の創造性を基礎づけることに成功した。従来指摘されてきたように、このような「創造する主体としての芸術家という概念の成立には、芸術家が何らかの仕方で神と類比的な存在として捉えられることが必要」である⁽²⁾。私たちも同様の理解に与し、神と芸術家の類比における一つの指標である中間知に注目したい。

本論の目的は、いかにして神の認識である中間知が芸術家にも適用されえたのか、その根拠を形而上学的に検討し、さらに「人間の中間的認識 (cognitio hominis media)」が芸術を巡ってどのように働くのかを再考することである。第一節ではバウムガルテンの検討に先立って、中間知の歴史的変遷の一側面を概観したい。具体的には、その提唱者であるモリナと、先に指摘したような間接的な仕方で近代的芸術理論の基礎を担ったライプニッツを取りあげる。前者については『恩寵の賜物、神の予知、摂理、予定及び劫罰と自由裁量との調和』⁽³⁾を、後者については『神の大義』⁽⁴⁾を参照しよう。第二節の目的は、バウムガルテンによる神の認識としての中間知の定義を、『形

而上学』⁽⁵⁾ 第四部 自然神学の箇所 (MT 874-876) から明らかにすることにある。ここでの理解に即して、第三節では、神の中間知の特色が人間の中間的認識へとどのように引き継がれたのか、さらにその中間的認識が芸術創作とどのように関わるのかを考察する。以上の議論から、神の世界創造と芸術家の作品創作がいかなる点で類比的であるのかを私たちはより鮮明に把握しうるであろうし、さらに両者の類比を前提とするかぎり、本論が自由という新たな問題領域へと射程を広げていく見通しを獲得するはずである。

第一節 中間知の歴史的変遷の一側面

——モリナとライプニッツ——

中間知の提唱者として知られるモリナは、人間の自由を「神の全能に関わる恩寵の働きや予知と調和させつつ、徹底した解釈によって、人間の自由の及ぶ範囲を可能な限り拡大」しようと試みた (別宮 [2000] p. 534)。このような意図のもと、モリナは神の認識を次のように説明する。神は「自然本性的知 (scientia naturalis)」によって「神の能力が及ぶすべてのものを認識したのであり」、それは必然的な事柄だけでなく非必然的な事柄にまで及ぶ知である (Concordia [1953] p. 339)⁽⁶⁾。他方、神は「自由知 (scientia libera)」によって、「自らの意志の自由な行為の後に、いかなる前提や条件もなしに、無条件かつ確定的に、あらゆる非必然的なものの結びつきのなかから、実際にはいったい何が未来のものか、同様にまた何が未来のものでないかを認識」する (Ibid. p. 339)。しかし、人間つまり被造物の「自由裁量 (liberum arbitrium)」を認めるならば、先の二つの知の他に、単なる可能性でも特定の事実でもないような、被造物の自由裁量に依存した非必然的なものを対象とする知をもつ必要が神には生じる。ゆえに、神は第三の知である中間知によって「自らの本質において、きわめて高く測りがたい仕方、何であれいかなる〔被造物の〕自由裁量〔の働き〕をも把握する」 (Ibid. p. 340)。モリナは、世界の創造以前と以後という表現ではあるものの、認識対象を端的な可能態と端的な現実態、さらに被造物の自由裁量という限定された可能態とに分け、それぞれを自然本性的知、自由知そして中間知の対象とすることで、神の認識を三つに区

別したのである。

モリナによって提唱された中間知を言葉としては継承しながらも (cf.『弁神論』⁽⁷⁾ 第40節)、ライプニッツは『神の大義』において自身の可能世界論の枠組のうちにそれを再定式化した。ライプニッツにおける神の認識の議論は次のとおりである。「単純知解の知 (la science de simple intelligence)」は「可能的なものについての知」であるが、これには「必然的なものと非必然的なものがある」(『神の大義』第14節)。単純知解の知が関わるのはそのうちで「可能的で必然的な真理」である。他方の「可能的で非必然的な真理」に関わるのが「中間知 (la science moyenne)」であり、そして「非必然的で現実的な真理」(例えば、この無数の可能世界の中から「存在へと至った世界」、「その世界に属する過去・現在・未来のすべてのもの」)に関わるのは「直視の知 (la science de vision)」である(同書第17節)。上記の再定式化は、彼の創造論で用いられた矛盾律に基づく「理性の真理」と充足理由律に基づく「事実の真理」という区分を、神の三種の認識の区分に適用することで成立した⁽⁸⁾。

以上をまとめよう。神の全知全能と被造物の自由裁量との調停を問題とするモリナは、三種の認識の対象を神の創造の以前・以後、及び被造物の自由裁量という視点から区別し、中間知を神の創造以前の、被造物の自由裁量に関わる認識として提唱した。他方でライプニッツは、神の認識の対象を、可能的で必然的、可能的で非必然的、そして非必然的で現実的、という非常に明快な基準で区別した。この基準において、中間知は可能的で非必然的なものに関わる認識として再定義されたのである。

第二節 『形而上学』における神の中間知

バウムガルテンは、神の認識としての中間知を『形而上学』においてどのように定義したのであろうか。彼は、「神の認識は最高の知である」ことを確認すると (MT 873)、神の認識をその内容に応じて次のように区分する。「単純知解の知 (scientia simplicis intelligentiae)」とは「単に可能なものとして考察されるかぎりでのあらゆるものどもについてのあらゆる規定」を対象とする認識であり、つまり神は単純知解の知によってあらゆる可能的なものの一切の規定を認識する (MT 874⁽⁹⁾)。他方で、自

由知及び中間知とは「現実的なものどもについてのあらゆる規定」を対象とする認識であり、「この世界に属する現実的なもの」を自由知が、「他の世界に属する現実的なもの」を中間知が扱う (MT 875-876)。まず、自由知から確認しよう。この世界の現実的なものは、既に現実化しているか、今まさに現実化しているか、いつか現実化するかいずれかである。ゆえに、現実的なものの状態に応じて、つまり、過去の事柄は「神の記憶 (recordatio divina)」によって、現在の事柄は「直視の知 (scientia visionis)」によって、そして未来の事柄は「予知 (praescientia)」によって、それぞれ異なる仕方で認識される (MT 875⁽¹⁰⁾)。他方、現実的なものの規定のうちでこの世界ではない他の世界に属するものを対象とするのが中間知である (MT 876⁽¹¹⁾)。以下ではその知の対象に着目し、第一に中間知の対象が「世界 (mundus, universum)」に関わることの意義を、第二に中間知に関わる「この世界ではない他の世界」と「この世界」とがどのような関係性にあるのかを問おう。

第一の点から検討したい。そもそも世界とは「別の系列の部分ではない現実的で有限なものどもの系列」である (MT 354)。ゆえに、世界を対象とすることから「現実的なものどもについてのあらゆる規定」を対象とすることは十分に帰結する。さらに、「いかなる世界においてもその部分の結びつきは絶対的に必然的ではなく、共通秩序⁽¹²⁾があるだけである」 (MT 363) のだから、中間知によって神が知るのは、世界に属する非必然的な結びつきである。このとき、「非必然的に存在しているものども (entia contingentia)」からなる世界 (MT 365) の認識の仕方について、神がもつのは次の二つの選択肢である。すなわち、神はただ現実化したこの世界のみを知るか、あるいは現実化したこの世界とそうでなかった他の世界とを知るかのいずれかである。前者の場合、少なくとも神のうちで世界は完全に必然的なものとなってしまう、これはバウムガルテンが批判したスピノザ主義への接近に他ならない (MT 855, MT [2011] 18)。したがって、彼は後者を選択し、この世界に関わる自由知とこの世界ではない他の世界に関わる中間知を神の認識のうちで区別したのである。

以上の議論を前提として、第二の点、つまり「この世界ではない他の世界」と「この世界」との関係性を考察するならば、以下の解釈が導き出される。世界という系列の結びつきが非必然的であることは、「この世界のいずれの出来事の代わりとしても、

他の出来事が存在しうる」(MT 876) ことの換言である。さらに、世界が「別の系列の部分ではない」系列である以上 (MT 354)、この世界とただ一つの出来事が異なるだけの世界も、他の世界として捉えられなければならない。したがって、この世界ではない他の世界とは、この世界と部分的に異なるような世界であって、それはただ一つの出来事が異なるだけの場合もあれば、究極的には限りなくすべての出来事が異なる場合までを想定しうるものである。ゆえに、中間知が対象とする他の世界とは、この世界との相違性に関してそれぞれに程度差をもちながらも、無数に想定されうるものなのである⁽¹³⁾。

バウムガルテンにおいて、中間知とは、あらゆる可能的なもののあらゆる規定を対象とする単純知解の知と、この世界についてのあらゆる規定を対象とする自由知に対して、他の世界についてのあらゆる規定を対象とするような神の認識であった。中間知は、世界を対象とするかぎりでは既に規定された部分をもつような対象を認識する。しかし同時に、その世界がこの世界ではない他の世界であるために、中間知は世界に与えられた一定の可能性を認識するのである。したがって、神に中間知を認めることは、世界に無数の可能性を見出すことであると結論できる。

第三節 『美学』における芸術家の中間的認識

私たちが『形而上学』から『美学』⁽¹⁴⁾へ、神の世界創造から芸術家の作品創作へと視点を移すとき、両者の認識の類比に気付くであろう。バウムガルテンは、『美学』第一章 発見論における「美的真理」の節において、人間の中間的認識が、「非必然的なものについての個別的な真理」のなかでも「他の世界の可能的なものども」として捉えられた真理、つまり「他世界的な真理」に関わるものであると指摘する (AE 441)。したがって、神が中間知によって無数の別様でありうる世界を知るように、人間は中間的認識によって他の世界の可能的なものを認識するのであり、両者には認識の類比が確認される。

しかしながら、認識対象は「この世界ではない他の世界に属する現実的なものどもについてのあらゆる規定」(MT 876) から、一種の美的真理である他世界的な真理へ

創造の自由

と変容している (AE 444)。私たちはこの点を、節の主題である美的真理を問うことで説明したい。美的真理とは「感性的に認識しうるかぎりでの真理」であるから (AE 423)、その真理は「連結を渾然と表象するという魂の能力の総体」、つまり「理性に類比のもの (analogon rationis)」に固有の認識対象であるような真理であり (MT 640)、それゆえ感性をもつ人間に相応しいものである。他方で、感性的認識をもたない神において、美的真理はその認識の対象となりえない (MT 870)。翻って、神の中間知の対象は全く理性によって認識されるべきものであるから、「理性をもつと同時により渾然と連結を認識する諸能力」、いわば感性をもつ人間 (MT 640) の認識対象ではありえず、またその必要もない (AE 491)。ゆえに、中間知と中間的認識の対象の変容は、主体の認識能力に対応したものであると解釈できる。

このようにして神の認識であった中間知を人間の認識へと拡張したバウムガルテンは、芸術家の作品創作を次のように説明する。芸術家とは、「美しく思考しようとする者」つまり感性的認識を用いて思考するような「美的主体 (aestheticus)」であり、美的真理を求める過程においては (AE 837)、自身の資質によって「別の可能的な世界」へと至らねばならなくなる場合がある (AE 475)。そのとき芸術家は、「中間的認識によって美しくあるいは醜く、起こりえたであろうものあるいは起こりうるであろうもの」を創作するのであり、それは「他世界的な虚構 (fictio heterocosmica)」ないし「詩的な虚構 (fictio poetica)」と呼ばれるものである (AE 511)。バウムガルテンにとっての虚構とは、必ずしも否定されるべきものではなく、美的真理の本質としての「真実らしさ (verisimilitudo)」に関わるために芸術創作の中心に据えられ (AE 483)、詩的な虚構は「詩的な世界」と換言される (AE 513, 516)。したがって、神が世界を創造したように、芸術家は詩的な世界を創造するのである。

結びに代えて

——芸術を巡る中間的認識の射程——

私たちは神と芸術家の認識の類比に着目することで、神が世界を創造したように、芸術家は「いわば新しい世界を創作によって創造する (creare fingendo)」(AE 511) という、

創造の自由

神の世界創造に類比的な芸術家の作品創作の概念を、形而上学的な基盤のもとに鮮明化することを試みた⁽¹⁵⁾。しかし、創造対象がともに世界である点を踏まえるならば、対象の類比からも両者の創造の類比を検討することが可能となる。すなわち、芸術家の作品創作を創造と見做しえたのは、その作品が「世界」といういわば完結した独立の系列として成立しているからであるという解釈である。

さらに、この解釈に与した上で創造という行為そのものに着目するならば、中間知の提唱によって〈人間の自由〉を保証しようとしたモリナの意図を、バウムガルテンも一定程度共有していたという見通しを獲得するであろう。バウムガルテンは、「世界の創造 (creatio mundi)」という創始と、創造後の「世界の維持 (conservatio mundi)」を明確に区別することで、世界に一定の自律性を認めることに成功した⁽¹⁶⁾。これはスピノザ批判の文脈とも相俟って⁽¹⁷⁾、いわば被造物への自由の付与と換言できる事態である。したがって、神による世界創造が自由な意志の所産であったように、神の被造物である世界内部においては、芸術家による作品創作も十分に自由な意志の所産となりうるのである。このとき、創造後の世界の自律性との類比によって、創作後の芸術作品も一定の自律性をもつに至るであろう。私たちは創造者の目的を知るために、その目的の把握がいかんにして可能であるのかを今後問わねばならない。

芸術家の創造はもちろん無からの創造ではない。それにも関わらず、芸術創作が創造の名に値するのは、芸術家が〈創造の自由〉をもつからである。神と芸術家は、両者が自由な行為の原因である点で区別がなく、共に「世界」の「作者 (auctor)」なのである (MT 940)⁽¹⁸⁾。

註

- (1) 創造の類比については、松尾がクルティウス『ヨーロッパ文学とラテン世界』に言及している（バウムガルテン『美学』松尾大訳、講談社、2016年、pp. 50-51）。
- (2) 小田部は「芸術家と神の類比」という発想を中世に認めながらも、そこに「近代的芸術家像」を読み取ることはできないとしている（小田部胤久『芸術の逆説』東京大学出版会、2001年、pp. 19-20）。
- (3) Molina, Ludovici, 1588. [*Concordia*] *Liberi arbitrii cum gratiae donis, divina praescientia, providentia, praedestinatione et reprobatione concordia*. Iohannes Rebeneck (ed.). Matriti: Oniae, 1953. (邦訳として、『恩寵の賜物、神の予知、摂理、予定及び劫罰と自由裁量との調和』（『中世思想原典集成』第20巻「近世のスコラ学」所収）別宮幸徳訳、中世思想研究所、2000年を参照。）
- (4) ライプニッツ『神の大義』（『ライプニッツ著作集』第7巻「宗教哲学」所収）佐々木能章訳、工作舎、1991年を参照。
- (5) Baumgarten, Alexander Gottlieb, 1757 (1739). [MT] *Metaphysica*, editio IV, Halle: Hemmerde. Reprint. Hildesheim: Olms, 1982. (übers.: *Metaphysik: Historisch-kritische Ausgabe*. Günter Gawlick and Lothar Kreimendahl (übers. & hrsg.). Stuttgart-Bad: Frommann-holzboog, 2011. transl.: *Metaphysics: A Critical Translation with Kant's Elucidations, Selected Notes, and Related Materials*. Courtney D. Fugate and John Hymers (tr. & ed.). London, New Delhi, New York, Sydney: Bloomsbury, 2013.) 但し、『形而上学』序文は羅独対訳版の頁数を指示し（例：MT [2011] 1）、各項（§）はMT 1のように表記する。
- (6) 自然本性的知は、神の創造以前に関わるために被造物の原因であるが、知はあくまでも遠隔因でしかない（*Concordia* [1953] p. 340）。直接因は神の意志である（*Ibid.* p. 346）。他方で、自由知は神の自由な意志（直接因）による創造の結果に関わる。
- (7) ライプニッツ『弁神論』（『ライプニッツ著作集』第7巻「宗教哲学」所収）佐々木能章訳、工作舎、1991年を参照。
- (8) 神の三種の認識と理性の真理・事実の真理の関わりについては、小田部 [2001] pp. 23-25 を参照。
- (9) 「神は（I）それらが単に可能なものとして考察されるかぎりでのあらゆるものどもについてのあらゆる規定を知っている（§ .873）。これは《単純知解の知》である」（MT 874）。
- (10) 「神は、（II）（1）この世界に属する現実的なものどもについてのあらゆる規定を《自由知》（直視の知）によって、〔そのうちで〕（ α ）過去のものどもを《神の記憶》によって、（ β ）現在のものどもを《直視の知》によって、（ γ ）未来のものどもを《予知》によって、〔それぞれ〕知っている（§ .873）。《哲学的ソツツイーニ主義》は未来の非必然的なものどもに関する神の予知を廃

創造の自由

棄する見解であり、誤りである」(MT 875)。

(11) 「神は(2) この世界ではない他の世界に属する現実的なものどもについてのあらゆる規定を、《中間知》によって知っている (§ . 378)。この世界のいずれの出来事の代わりとしても、他の出来事が存在しうるであろう (§ . 363, 324)。ところで、いずれの出来事も、世界のあらゆる後続することになる状態によって、不定の仕方で部分的に異なっている自らの諸帰結をもつであろう (§ . 488)。したがって、もしこの世界のただ一つの出来事の代わりとして他の出来事が現存していたとするならば、この世界はその出来事に継起するあらゆる状態によって、それどころか先立つあらゆる状態によっても (§ . 357, 278)、部分的にはあるがままとは他の世界であるだろう。したがって、いずれの出来事の代わりであれ、この世界において自らのあらゆる帰結とともに現存できていたであろういずれのものも、神は中間知によって知っている (§ . 378)」(MT 876)。

(12) 「共通的秩序 (coordinatio)」とは、複数のものの結びつきが同じであることである (MT 78)。

(13) 単純知解の知と中間知の対比、つまり「可能的なもの (possibile)」と「現実的なもの (actuale)」の区別についても付言しておこう。可能的なものは矛盾律を満たすものの一切を包摂しうるような概念であるが (MT 9)、現実的なものは可能的なものが可能性としての本質から規定されるのみではなく、帰結として既に現実化しているものからも規定されたものである。つまり、「現実存在 (exsistentia)」という点で規定された「存在 (ens)」なのである (MT 55, 61)。

(14) Baumgarten, Alexander Gottlieb, 1750/58. [AE] *Aesthetica*, Frankfurt an der Oder: Kleyb. Reprint. Hildesheim: Olms, 1986. (邦訳として、『美学』松尾大訳、玉川大学出版、1987年及び講談社、2016年を参照。)

(15) 既に『詩に関する少なからぬことについての哲学的省察 (*Meditationes philosophicae de nonnullis ad poema pertinentibus*)』(1735) § . 68において、神と芸術家の創造の類比が用いられている点については、小田部 [2001] p. 28 及び松尾 [2016] pp. 50-51 を参照。

(16) バウムガルテンは、世界創造の創始の場面において、神を外世界的な存在とすることはできても究極的には神と世界との連続性を認めざるをえない「流出説」を批判し、自身は神と世界の非連続性を特徴とする「無からの創造」の立場をとる (MT 926-927)。他方、創造後の世界の維持の場面では、世界ないし被造物が神の作用と似た仕方での世界のうちで作用するという両者の類似性(「実体 (substantia)」と「実体的なもの (substantiale)」)が強調され、世界に一定の自律性が認められていた (MT 953-954)。

(17) 外世界的な存在としての神を認めないこと (MT 855)、及び神を唯一の実体と見做すこと (MT [2011] 18) は、スピノザ主義の特徴として捉えられる。

(18) この発想はモリナの問題意識から通底するものである。ライプニッツについては、福谷

創造の自由

茂「ライプニッツの創造論（一）」『近世哲学研究』第14号、2010年、p. 17を参照。さらに、モリナの自由論がもつ近代性については、Ertl, Wolfgang, “'Ludewig' Molina and Kant's Libertarian Compatibilism” (*A Companion to Luis de Molina*. Matthias Kaufmann and Alexander Aichele (ed.). Leiden, Boston: Brill Academic Publishers, 2013, pp. 405-445.) を参照。